

うるま市議会議員選挙投票日

10月2日(日)

午前7時～午後8時

市議会議員選挙は、9月25日に告示、10月2日が投票日です。この選挙は、向こう4年間、私たちの声を直接市政に反映させる代表を選ぶ大切なものです。必ず投票にいきましょう。

【うるま市議会議員選挙 期日前投票所一覧】

期日前投票場所	投票ができる期間及び時間
選挙管理委員会事務局 (本庁舎西棟地下)	9月26日(月)～10月1日(土) 午前8時30分～午後8時
石川保健相談センター	9月26日(月)～9月30日(金) 午前9時30分～午後7時
勝連シビックセンター	
与那城地区公民館	

※本庁舎と他の投票所は、投票できる期間及び時間が異なりますのでご注意ください。

▼期日前投票
用務等のため、投票日に投票できない見込みの方は、投票日前に期日前投票所において投票できます。
期日前投票される方は、入場券ハガキの裏面に必要事項を記入のうえご持参ください。

▼投票できる人
平成16年10月3日までに生まれた方で、住所要件は令和4年6月24日までにうるま市に転入届出をし、引き続きうるま市に居住している方が投票できます。

▼不在者投票
仕事や旅行で他市町村に一時的に滞在中の方、指定の病院や施設に入院(入所)中の方は不在者投票の請求ができます。

▼郵便等投票
身体障害者手帳、介護保険被保険者証及び戦傷病者手帳をお持ちで要件に該当する方は、郵便を利用して自宅で投票ができる制度があります。
この郵便等投票制度を利用する場合、あらかじめ「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要があります。
なお、この制度による投票用紙の請求は投票日の4日前までに郵便等投票証明書を添えて行う必要がありますので注意してください。
※詳細については選挙管理委員会へお問合せください。

▼特例郵便投票
新型コロナウイルスに感染されている方(濃厚接触者は含みません)で、保健所から外出自粛要請を受けた方及び宿泊施設に収容されている方で「外出自粛要請又は隔離・停留の措置に係る期間」が「選挙の公示又は告示の翌日から当該選挙の当日までの期間にかかる」と見込まれる方は「特例郵便投票」の制度が活用できます。但し、「選挙期日(投票日当日)」の4日前までに申請書が選挙管理委員会に必需とする必要があり、選挙管理委員会にお問い合わせください。

「事前運動の禁止」と「政治活動の制限」

市議会議員選挙において、立候補届出前(9月25日より前)に選挙運動と思われるポスターやのぼり、横断幕の貼り付け等は事前運動にあたり禁止されています。

また、任期満了の6ヶ月前の日から選挙期日までの期間(令和4年4月19日～令和4年10月2日)は、公職の候補者又は公職の候補者になろうとする者の氏名又は、氏名が類推されるような政治活動用ポスターの掲示は制限されています。(公職選挙法第143条第16項及び第19項)。



票日当日)の4日前までに申請書が選挙管理委員会に必需とする必要があり、選挙管理委員会にお問い合わせください。



役所に聞きたいことがあるのに、
土日や夜は閉まってるじゃないか!!
平日は仕事だし…

うるま市民なら
AIを使えよ…

[タイトル: ブラックジャックによるしく 著者名: 佐藤秀峰]

人工知能が24時間365日対応。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からも、来庁前にご活用ください。

AIチャットボット

人工知能があなたの質問に答えます。  

ご利用は、市公式LINE

対象分野 **新型コロナ関連 / 引越し・各種証明 / ごみの出し方**
※まだAIは勉強中です。お答えできない質問もございますので、ご了承ください。

問合せ先 秘書広報課 ☎973-5079

【お問合せ先】

うるま市選挙管理委員会

☎973-4332